

ごせん 社協だより

令和2年
5月10日

No.86

編集・発行 心れあいネットワーク

社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会
五泉市ボランティアセンター

〒959-1825
五泉市太田1092番地1(五泉市福祉会館内)
TEL 0250-41-1000 FAX 0250-43-0456
URL: <http://www.gosen-syakyo.ecnet.jp>
E-mail: gosen-syakyo@proof.ocn.ne.jp

フェイスブックページ <http://www.facebook.com/gosen-syakyo>

鮮やかに
春を彩る
チューリップ

主な内容

- P2. 令和2年度 事業計画、収支予算
- P3. // おもな実施予定事業
- P4. 生活福祉資金貸付制度
緊急小口資金(特例貸付)のご案内



この機関誌は、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています

令和2年度 事業計画

基本方針

少子高齢化や核家族化などの社会福祉を取り巻く環境の急速な変化や、家族や地域の支え合いの希薄化や孤独死・虐待の増加など、地域社会の課題が多様化・深刻化してきています。

このような状況を背景に、「地域共生社会」の実現に向けて『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換」が求められている中、「福祉のまちづくり」に取り組んできた社会福祉協議会が、一翼の担い手として役割を果たしていくことが期待されています。

また、社会福祉法人の制度改革により、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」など、公益性の担保と透明性の確保がこれまで以上に求められ、地域社会に貢献できる法人の在り方が問われています。

当会としては、地域で安心して暮らすことができるように地域の福祉課題に応じた支援体制づくりを行政や関係機関などと連携を密にして地域福祉の推進に努め、同

時に、地域社会の課題を職員一人ひとりが自覚して資質向上に努め、信頼され特色ある事業所づくりを構築し、サービス利用のさらなる促進を図るとともに、効率的かつ健全な事業経営になるよう努めます。

(昨年度の実績)



令和2年度 収支予算

令和2年度 収支予算額
3億4,546万3千円

- 社会福祉事業 3億38万1千円
- 公益事業 4,508万2千円

○収入 (単位:千円)

科 目	収入額
会費収入	6,563
寄付金収入	530
経常経費補助金収入	35,635
共同募金配分金収入	5,103
受託金収入	35,726
貸付事業収入	745
事業収入	726
介護保険事業収入	205,121
障害福祉サービス等事業収入	12,660
その他の収入	545
受取利息配当金収入	19
積立資産取崩収入	9,120
前年度繰越金	32,970
合 計	345,463

※社会福祉事業・公益事業の総額

○支出 (単位:千円)

会 計 区 分		支出額
社会福祉事業		300,381
地域福祉事業	法人運営事業	47,923
	地域福祉推進事業	4,424
	生活困窮者自立支援事業	12,047
	共同募金配分金事業	7,267
	法人後見事業	830
たすけあい資金貸付事業		1,585
介護保険サービス事業		103,210
障害福祉サービス事業		11,630
デイサービスセンター管理事業		97,042
福祉会館管理事業		14,423
公益事業		45,082
居宅介護支援事業		35,363
デマンド乗合タクシー事業		9,719
合 計		345,463

令和2年度 おもな実施予定事業

～共にささえ 共に生きる 福祉のまち 五泉をめざして～



車いす送迎車
「つばさ号」研修会



介護者フォロー
アップ講座

障がい児・者福祉の推進

- ・車いす送迎車「つばさ号」による移送サービス
- ・声の広報等の発行事業 など

高齢者福祉の推進

- ・介護者フォローアップ講座
- ・一人暮らし高齢者昼食招待事業「七夕の集い」
- ・「安心袋」等の配布事業
- ・一人暮らし高齢者見守り事業 など

ボランティア活動の推進

- ・ボランティアセンターの運営
- ・災害ボランティアセンターの設置運営訓練
- ・新春ボランティアお楽しみ交流・親睦会
- ・24時間テレビ「愛は地球を救う」募金活動

児童福祉の推進

- ・福祉教育の実施
- ・サマーボランティアスクール など

福祉教育
(シニア体験の様子)



災害
ボランティアセンター
設置運営訓練

介護保険事業・障がい者 総合支援事業の実施

- 〈介護保険事業〉
- ・訪問介護、総合事業訪問型事業
- ・通所介護、総合事業通所型事業
- ・居宅介護支援事業
- ・在宅介護支援センター など
- 〈障害者総合支援事業〉
- ・居宅介護、重度訪問介護事業
- ・地域生活支援事業（移動支援） など

相談支援の推進

- ・五泉市くらしの支援センター事業
- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・たすけあい資金貸付事業
- ・生活福祉資金貸付制度
- ・臨時特例つなぎ資金貸付制度 など

その他の事業

- ・五泉市福祉大会の実施
- ・広報誌「社協だより」の発行
- ・共同募金活動（赤い羽根・歳末募金の実施）
- ・デマンド乗り合いタクシー「さくら号」の運行管理
- ・五泉市福祉会館の管理運営
- ・五泉市村松デイサービスセンターの管理運営
- ・福祉団体の事務 など

社会福祉協議会は、市民の皆様との協働により、地域のために活動してまいりますので、今後もご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

社協だより(第85号)のお詫びと訂正

「令和元年度 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金 実績報告」に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤) (有)大湊組

正) (株)大湊

生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への貸付を行います。

区 分	緊急小口資金	総合支援資金（生活費）
概 要	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。（主に休業された方）	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。（主に失業された方）
対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※原則として収入・資産要件、支給上限額等があります。
貸付上限額	10万円以内（学校等の休業、個人事業主等の特例 20万円以内）	（2人以上）月 20万円以内 （単 身）月 15万円以内 貸付期間：原則 3ヶ月以内
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子

借入時に必要な書類等（原本）

- ・身分を証明できるもの（運転免許所等 顔写真が貼付された証明書） ・印鑑（登録済み印鑑）
 - ・住民票謄本 ・申込者名義の預金通帳 ・世帯の収入支出の状況がわかるもの
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少の状況が明らかにわかるもの
- ※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。
※確認記録の必要から、相談者さまのご了解のもとで写しをいただきます。

お問い合わせは、五泉市くらしの支援センター（0250-41-1200）まで

使用済み切手・テレカは ボランティアセンターへ R2.2.21～R2.4.20（敬称略）

- ～ご協力ありがとうございました～
- 松尾 トシ ●(有)丸山電気工事店
 - 山崎 昂 ●(株)ミツヒデ
 - (株)松の家 ●鈴木 法子
 - 収集BOXに寄付してくださったたくさんの方々



♥あたたかなご厚意に 感謝いたします♥

R2.2.21～R2.4.20（敬称略）

●五泉市立橋田小学校 1,016円

◇退職者のお知らせ（令和2年3月31日付）

介護支援専門員

三浦 裕子

◇新採用のお知らせ（令和2年4月1日付）

事務局主事

森山 かなえ



この機関誌は、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています